

国 政 参 複 第 3 3 号
平成 2 1 年 5 月 1 9 日

社団法人 航空貨物運送協会
理事長 滝沢 進 殿

国土交通省政策統括官付
参事官（複合物流） 志村 務

独占禁止法違反行為の再発防止について

平成 21 年 3 月 18 日、公正取引委員会が、航空貨物利用運送事業者 12 社※に対し、荷主向け燃油サーチャージ、AMS チャージ、セキュリティチャージ、爆発物検査料に係る運賃・料金について共同して新たに請求する旨合意していた事実を認め、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するものとして、同法第 7 条及び第 7 条の 2 に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令を発令した。

これに対し、昨日までの審判請求期間の間に、一部事業者においては審判請求を行っているものの、他の事業者は同請求を行わなかったことから、これらの命令は同請求を行っていない者との間では確定したこととなる。

貨物利用運送事業者は、その事業の遂行にあたり、貨物利用運送事業法のみならずその他関係法令の遵守が求められることは当然であり、このような事態が発生したことは甚だ遺憾である。

については、貴協会においては、これらの事態の再発防止を図るべく、独占禁止法に違反し、あるいはその疑いを招くような行為が行われないよう傘下会員に周知徹底を行い、航空貨物利用運送事業者における適正な取引が確保されるよう万全を期されたい。

※ 航空貨物利用運送事業者 12 社

日本通運株式会社、郵船航空サービス株式会社、株式会社近鉄エクスプレス、西日本鉄道株式会社、株式会社阪急阪神交通社ホールディングス、株式会社日新、バンテックワールドトランスポート株式会社、ケイラインロジスティクス株式会社、ヤマトグローバルロジスティクスジャパン株式会社、商船三井ロジスティクス株式会社、阪神エアカーゴ株式会社、ユナイテッド航空貨物株式会社